

くじらだより

2月号



令和6年2月発行

日光警察署 久次良町駐在所
0288-54-3098

麦倉 拓未

令和6年3月、久次良町駐在所を安川町交番及び清滝駐在所に統合します

県警では、交番・駐在所の配置について、年々変化する地域の情勢（事件・事故や人口比率等）を分析し、その地域に合った見直しを進め、地域の安全安心を更に高める事業を進めています。

計画概要

久次良町駐在所



【安川町交番の受持へ】
久次良町、清滝安良沢町
【清滝駐在所の受持へ】
清滝和の代町

◆これまでの駐在所

駐在所は、皆様の地元に、警察官と家族が生活しながら地域の安全安心を守っています。

◇ 駐在所員の勤務は？

昼間帯の勤務が主。夜間のパトロールは週に1～2回程度。4日に一日の休みとなります。【365日、常時駐在所に在勤しているとは限らない】

▲ 駐在所の不足点

夜間の警戒力が不足。4日に一日の休みの時は対応不可。

◆統合すると



交番は、勤務員が3交替で勤務し、24時間体制で地域の安全安心を守っています。

◇ 安川町交番の勤務は？

8人体制の勤務。交番所長1人、警察官6人、交番相談員1人の計8人体制で勤務。【交番相談員は警察OBの者で、週5日の昼間帯に勤務】

◎ パトロールが強化！

交番は、24時間の持続的なパトロールが可能。パトロールが強化できることとなります。

◇ 清滝駐在所の勤務は？

駐在所に居住する警察官の他に1人の警察官が通い、2人で勤務。

◎ “不在がち”とならない理由

駐在所は通常1人勤務で、パトロール等で外出すると不在がちになるが、交番は交番相談員と交番所長以下複数の勤務員となり、清滝駐在所は2人の勤務員となるため、不在がちとはならない。【夜間はパトロール等で不在となるが、110番や加入電話の連絡により、迅速に対応する！】

◎ 行事や催し等にも参加！

駐在所の時と同様、安川町交番及び清滝駐在所の勤務員が地域の行事や催しに参加する。ご遠慮なさらずお声がけを！

地域の治安を守るためにご理解ご協力をお願いします！